## 処分基準整理票

処分の内容		営業許可取消、営業禁止及び停止		
根拠法令及び条項		食品衛生法第55条第1項		
処分基準	■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) □無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第3号に該当)			
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)			
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)			
	法第6条、9条、10条、11条第2項若しくは3項、16条、18条第2項、19条第2			
	項、20条、25条第1項、26条第4項、48条第1項若しくは第50条第3項の規定に			
	違反した場合、			
	第7条第1項~33項、8条第1項若しくは17条第1項による禁止に違反した場			
	合、			
	第52条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至った場合、			
	又は同条第3項の規定による条件(都道府県知事等が付する有効期間等条件			
	は那覇市食品衛生法施行細則第9条)に違反した場合。			
	食品衛生法違反に対する行政処分及び告発等の取扱要領			
	(環衛1971号、昭和62年3月4日)			
処 分 基 準 設定年月日		平成27年2月1日	処 分 基 準 最終変更年月日	平成27年2月1日
所管部署		健康部	生活衛生課	
備考				

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。